

# 北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和5年1月26日

北海道知事 鈴木直道

## 1 苦情申立ての状況

令和4年10月1日から令和4年12月31日までの苦情申立ては8件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	8	7	1
総務部	1	1	0
総合政策部	0	0	0
環境生活部	0	0	0
保健福祉部	2	2	0
経済部	0	0	0
農政部	2	2	0
水産林務部	0	0	0
建設部	3	2	1
出納局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
小計	8	7	1
道の機関以外	0	0	0
合計	8	7	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	訓告書の記載内容について（再審査）
保 健 福 祉 部	2	特定医療費支給認定について
		就業制限解除通知について
農 政 部	2	北海道職員のツイッター投稿について
		鳥インフルエンザ発生に係る発言について
建 設 部	3	玄関前の騒音調査について
		道営住宅解体工事について
		北海道発注工事における不当な対応について

- 2 苦情申立ての処理状況  
 苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情申立ての処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	2
審査をすることができない事案	4
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
審 査 中 の 事 案	3
制度の対象外となった事案	0
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	1
合 計	10

※審査を終えた事案のうち1件、審査中の事案のうち1件は、令和4年度第2四半期からの継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳  
 審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	0
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
道の機関の行為に不備がないもの	1
合 計	2

- 4 勧告及び意見表明の状況  
 勧告及び意見表明したものは無い。